

# 港区行政情報多言語化ガイドライン

## (改訂版)

令和8（2026）年 4月  
港 区

## 目 次

1	行政情報多言語化ガイドライン策定の目的と趣旨	1
2	行政情報多言語化の基本方針	2
3	行政情報提供に関する現状と課題	2
4	「やさしい日本語」について	4
	(1) 「やさしい日本語」とは	4
	(2) 「やさしい日本語」の有効性	5
	(3) 「やさしい日本語」で実現する多文化共生社会	6
5	行政情報多言語化の基準	8
	(1) 多言語化の対象とする行政情報	8
	(2) 優先的に多言語化に取り組む行政情報	9
	(3) 行政手続に関わる文書の多言語化についての注意点	9
	(4) その他の行政情報	10
	(5) 翻訳する言語	10
	(6) 翻訳言語の表記方法	10
	(7) 言語表記の順序について	11
	(8) 英語、中国語、ハングルの多言語表記	11
	(9) 翻訳する時期	11
	(10) 日本語の表現、ルビのあり方	12
	(11) 多言語化を進めるにあたっての協議	12
	(12) 正確で統一のとれた翻訳を確保するための方策	12
	(13) 庁内での情報共有体制の構築	14

(14) ガイドラインの見直し .....	14
6 多言語化業務フローチャート .....	15
行政情報多言語化の基準（一覧） .....	16

## コラム

ウェルカム・パッケージ .....	9
中国語の簡体字と繁体字 .....	10
ハングルと表記する理由 .....	11
通訳 .....	13
「外国人」と「外人」 .....	14

# 1 行政情報多言語化ガイドライン策定の目的と趣旨

令和8年4月1日現在、区には、区総人口の約9%にあたる23,907人の外国人が暮らしており、その国籍は約130か国にも及びます。また、日本にある大使館の半数以上、約80の大使館が立地し、インターナショナルスクールや大学、外資系企業など多様な主体が多く存在している国際性豊かな都市です。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年7月に2万人を下回りましたが、令和4年4月以降徐々に回復し、旅行等で短期間滞在する外国人だけでなく、地域の一員として長期間区に在留する外国人が増加しています。

区は、港区基本計画の分野別計画「にぎわうまち（コミュニティ・産業）」の「地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる」の中で、「豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる」に取り組むにあたり、具体的な道筋を示す個別計画として、「港区国際化推進プラン」（以下、「プラン」という。）を策定しています。

プランでは、外国人が、必要な行政情報を入手できる環境を整えるため、「港区行政情報多言語化ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、生活に必要な情報を多言語で提供することを取組の一つとして掲げ、区はこれまでガイドラインに基づいた行政情報の多言語化を進めてきました。

ガイドラインは、行政情報などを外国人に対して提供する際、各所管課で検討するための指針として、平成22年10月に初めて策定し、社会情勢の変化や区の現状を踏まえ改訂を行ってきましたが、地域の共通言語となる「やさしい日本語」のさらなる普及とこれまでの多言語対応への取組をさらに進め的確な情報提供を行うため、このたびガイドラインを見直し、改訂版を作成しました。

国籍や民族が異なる人々が、互いに文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会の実現」をめざすため、このガイドラインを基に「多言語化」を進めます。

## 2 行政情報多言語化の基本方針

行政情報の多言語化の充実、情報アクセス手段の強化を図るために、以下のとおり基本方針を定めます。

### 基本方針

- 多言語化する行政情報の優先度や翻訳言語、使用媒体、タイミング、正確性などについての基準を定めること。
- 費用対効果を検証しながら、随時、港区国際力強化推進アドバイザー会議等で検討を行い、全庁的な体制で、効率的かつ効果的に行政情報の多言語化を進めること。
- 外国人の状況（生活実態、国籍、在留資格など）及び意見を踏まえること。
- 外国人への行政情報提供に関する現状と課題を踏まえること。
- 外国人のコミュニケーション・使用言語に関連する特性とニーズに対応させること。

## 3 行政情報提供に関する現状と課題

区では、行政サービスや施設の利用方法などを紹介した「暮らしのガイド」、英字広報紙「ミナトマンスリー」に加え、国民健康保険や健康診断などの各種行政サービス、防災情報、子育て情報など、多種多様な情報を多言語で提供しています。また、刊行物のみならず、ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなど、様々な媒体を通じて情報を提供しています。さらに、区のコールセンターである「みなとコール」では、夜間・休日にも区の施設や手続についての案内を日本語と英語で実施しています。その他にも、各課で様々な刊行物等を多言語で作成しています。

このように、多言語による行政情報を様々な手段で提供しているにもかかわらず、刊行物の存在やイベントの情報を知らなかったという外国人からの意見が多く、情報が十分に行き届いていない現状があります。適切な媒体によるタイミングの合った情報提供により、より多くの外国人の手元に確実に届ける工夫が必要です。

令和7年度に実施した「港区国際化に関する実態調査」（以下、「実態調査」と

いう。)によると、情報の入手方法は「区のホームページを見る」が46.2%と最も多く、ついで「日本人の友人・知人」が44.6%、「SNS以外のウェブサイトを見る」が34.1%、「区役所や総合支所に聞く」が28.5%となっています。

また、実態調査では、区に住む外国人は中国、韓国または朝鮮の他に、欧米出身の外国人が多く、在留資格も家族滞在や技術・人文知識・経営・管理など、企業に勤務する外国人やその家族が多いため、8割以上の外国人は英語を理解できるという結果がでています。

区は、これまで、英語、中国語、ハングル、日本語、「やさしい日本語」での対応を推進しており、約7割が区役所の多言語対応に満足しているという回答が得られていますが、税金や年金、相談等の専門的な対応については母語対応が必要だという声もあります。

しかし、区に住む外国人の国籍は約130か国に及び、それぞれの母語すべてに対応することは困難です。

そこで、「やさしい日本語」のさらなる推進や、視覚的に理解できるピクトグラムの導入など、より多くの外国人に情報を伝えることができる取組を、さらに普及させていくことも課題です。

## 4 「やさしい日本語」について

### (1) 「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」とは、外国人にも分かりやすく表現された日本語のことです。一般的に小学校3年生が教科書で習う漢字やひらがな、カタカナの表現のレベルであると言われていて、日本語能力試験N3～4（旧3級）<sup>1</sup>を基準としています。

日本の公共の場所や行政機関で使われる日本語は、漢語や敬語など難しい言い回しが多く、外国人にとっては特に、理解しにくいものです。「やさしい日本語」は、このことを踏まえ、多言語対応が困難な災害発生直後などに、外国人に対して正確かつ必要な情報を提供するために考えられた日本語表記の手法です。

---

<sup>1</sup> 日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する世界最大規模の日本語の試験。最も難関なN1から最も容易なN5まで5つのレベルがあり、N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」、N4は「基本的な日本語を理解することができる」、初級から中級のレベルとされています。

普通の日本語 Normal Japanese	「やさしい日本語」 Easy Japanese
ドアや窓を開けて、避難する場合に備えてください。	ドアや窓を開けてください。 逃げる準備をしてください。
地震の揺れで壁に亀裂が入ったりしている建物には近づかないようにするなど、余震に対して十分注意して欲しいと呼びかけています。	地震でこわれた建物に気をつけてください。余震<あとから来る地震>に気をつけてください。この後も気をつけてください。
「消防車」	消防車<火を消す車>
「避難所」	避難所<みんなが逃げる場所>
「炊き出し」	炊き出し<温かい食べ物を作って配る>
「津波」	津波<とても高い波>

## (2) 「やさしい日本語」の有効性

「やさしい日本語」については、弘前大学人文学部社会言語学研究室が平成10年から複数回にわたって検証実験を行っており、その理解度の高さが明らかにされてきました。例えば、平成17年に17か国からの留学生88名を対象に行った実験では、対象者を「やさしい日本語」と普通の日本語の2つのグループに分け、同じ内容の災害情報を示し、理解して指示に従うことができた人の割合を検証しました。結果として、全体的に「やさしい日本語」のグループの理解度の方が著しく高く、普通の日本語が10.9%であるのに対し、「やさしい日本語」が95.2%という一例もありました。<sup>2</sup>

また、東京都が令和4年～令和7年に比較分析した「やさしい日本語に関する都民の意識調査」においても、「やさしい日本語」の認知度は令和4年の36.8%から令和7年には48.0%と増加傾向にあり、都内で一つの言葉として浸透してきていることがわかります。

<sup>2</sup> 出典：『「やさしい日本語」が外国人被災者の命を救います』（弘前大学人文学部社会言語学研究室/減災のための「やさしい日本語」研究会）

「やさしい日本語」は、次のような場面で力を発揮します。

#### ◆外国人を災害から救う

---

災害時の外国人は、情報弱者になりがちです。平成7年（1995年）1月17日に起きた阪神・淡路大震災における日本人と外国人のそれぞれの人口に対する死者数及び負傷者数をみると、外国人の死者数の割合は日本人の約2倍、負傷者数の割合は約2.4倍になっているという結果が出ています。<sup>3</sup> 避難指示等の緊急情報を全ての外国人にそれぞれの母語で伝えることはできません。また、翻訳を行うとしても、混乱する災害時には、必ずしも対応できるとは限りません。発災後、外部からの援助が始まるまでの72時間が生死を分けるといわれるとおり、一刻を争う災害時に、確実に生命を守る行動をとるためには、迅速で正確な情報の提供が必要であり、「やさしい日本語」は重要な役割を果たします。新たな多言語化の取組の一つとして「やさしい日本語」を導入することは、より多くの外国人に情報を伝えることを可能にします。

#### ◆外国人の地域参画と協働を推進する

---

外国人と地域の日本人が交流する際に、最も大きな壁となるのが言葉です。多くの日本人は外国人と交流したいと思っても、外国語を話さなくてはいけないとなると、戸惑ってしまうことがあります。しかし、外国語を話さなくても、普通の日本語を分かりやすく言い換えた「やさしい日本語」を使えば、既存の日本人コミュニティに外国人を迎えることが容易になり、外国人の地域参画を一層促進することができます。一方で、先に述べたとおり、外国人にとっても「やさしい日本語」の理解度は高く、これから住む国の言葉として日本語を学びたいと考えている人も多くいます。「やさしい日本語」は、外国人が母語でコミュニケーションをとる自分たちのコミュニティから一歩出て、日本語で交流しようとするきっかけを作ります。このような「やさしい日本語」を通じた日本人と外国人の相互の歩み寄りが、お互いの理解、そして協働に繋がっていくのです。

---

<sup>3</sup> 『『やさしい日本語』が外国人被災者の命を救います』（弘前大学人文学部社会言語学研究室/減災のための「やさしい日本語」研究会）において国際防災の10年国民会議事務局（財）都市防災研究所（1995）『阪神淡路大震災における在日外国人被災状況調査』を出典として作成されたデータが掲出されています。

### (3) 「やさしい日本語」で実現する多文化共生社会

「やさしい日本語」は、災害時を主とした外国人への情報伝達手段としてはもちろんのこと、地域社会の共通言語として、日本人と外国人が地域の課題をともに解決し、緊急時、災害時にも協力し助け合うことができる豊かな地域社会、多文化共生社会を実現していくために、重要な役割を担います。

区がめざす地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」とは、日本人が外国人と交流する際、特別なスキルや外国人が学ぶ新しい日本語でもありません。日本人が普通の日本語では伝わらないということを実感し、どう表現したら相手に伝わるかということを考えながら使う言語です。

区は、「やさしい日本語」を行政の情報発信の手段として使うだけでなく、地域社会の日本人の皆さんにも、日常の中で外国人の皆さんと交流する際に使っていただくことをめざします。また、外国人の皆さんの日本語習得の支援も併せて進めていきます。

日本人と外国人、相互の歩み寄りを支えていくことで、目標である成熟した「国際都市・港区」、「多文化共生社会の実現」をめざします。

港区職員が「やさしい日本語」を活用するにあたっては、次の資料を参照してください。

#### 1 「やさしい日本語」マニュアル～外国人の地域参画と協働のために～(国際化・文化芸術担当)

「やさしい日本語」とは何か、その有効性や「やさしい日本語」で実現する多文化共生社会について述べると共に、「やさしい日本語」による文書等の作成ルールを示しています。

#### 2 実践！やさしい日本語による公文書－分かりやすく親しみのある文章表現を目指して－(総務課)

「やさしい日本語」による公文書作成を実践し、公文書は「分かりにくいもの」というイメージを払拭し、読む側の立場に立った文書表現の改善の取組を推進していくため、分かりやすく親しみのある文章表現のための一般的指針を示しています。

## 5 行政情報多言語化の基準

在住外国人等に関係のある情報については、できるだけ多くの人理解できるように、各所管課（課、担当課長、行政委員会及び学校・幼稚園）（以下「所管課」という。）は、以下の基準に基づき、多言語化を行うものとします。

また、指定管理者や外郭団体が提供する行政情報については、所管課は、本ガイドラインに準じて多言語化を推進していくことを要請するものとします。

### （1）多言語化の対象とする行政情報

#### ① 行政情報とは

区民等を対象として、区が主体となって実施するサービスや事業等に関する情報、施設等の表示や看板、区の計画や統計等に関する情報で以下のものを対象とします。

- ア) 区民等を対象に作成・配布・公開しているホームページ、広報紙・地域情報紙（誌）、計画書、報告書、冊子、パンフレット、ちらし、シール等
- イ) 紙媒体及び電子申請上の申込書や申請書類等
- ウ) 住居表示、道路名、標識、案内板、ポスター等庁舎内や街中における表示・看板等
- エ) 個別区民あての通知書、案内書等

#### ② 情報提供するための媒体及び手段

外国人に行政情報を提供する媒体及び手段として、以下のものを活用して、幅広く周知や利用・申請の促進に努めるものとします。

- ア) 冊子、パンフレット、書籍等の紙媒体
- イ) ウェブサイト、SNS等のソーシャルメディアやメールマガジン等のインターネット回線を通じた媒体
- ウ) CD-ROM、DVD、テープ等の電子機器を通じた記録媒体
- エ) テレビ、ラジオ、無線、デジタルサイネージ等の映像や音声による媒体
- オ) 区内掲示板への掲示
- カ) 多言語情報コーナーへの配置
- キ) 外国人が訪れる機会の多い窓口やロビーへの配置
- ク) 外国人対象ウェルカム・パッケージへの封入

### **\*ウェルカム・パッケージ\***

港区に転入手続を済ませた外国人に渡す手提げバッグ型のパッケージで、英語・中国語・ハングルの言語別になっています。各地区総合支所の区民課窓口サービス係で配布しています。※令和5年10月からは希望者のみ配付し、原則ホームページから閲覧していただきます。

#### **【主な内容物】**

外国語版暮らしのガイド、MINATO CITY MAP、防災地図、観光&マナーブック、資源とごみの分別ガイドブックなど

※内容物については随時見直しを行います。

## **(2) 優先的に多言語化に取り組む行政情報（①～⑦は優先順位の高い順）**

- ① 生命や身体、財産等に関わる緊急事態に関する情報（災害、事故、防災・防犯、救急医療、感染症、宗教食、アレルギー表示等）
- ② 外国人対象の案内や相談全般に関する情報（外国人相談、みなとコール、総合案内等）
- ③ 区の広報に関する情報（広報紙、ホームページ等）
- ④ 区有施設等における案内表示等の情報（施設名・課名等表示、各案内板等）
- ⑤ 外国人の権利・義務に関する情報（住民登録、税金、健康保険、介護保険、国民年金等）
- ⑥ 保健・福祉、教育に関する情報（健診（検診）、保健予防、手当・給付、保育園、就園・就学、学校通知関連等）
- ⑦ 日常生活に関する情報（ごみ、リサイクル、みなとタバコルール、交通等）

## **(3) 行政手続に関わる文書の多言語化についての注意点**

申請、請求、決定、証明書等、個人の権利・義務が確定し、係争時に重要な証拠書類となる文書については、多言語化できません。また、申請書・請求書等の文書については日本語による表記が優先します。いずれもどのようなことが記載されているのか参考翻訳を添付するにとどめることとします。

## **(4) その他の行政情報**

所管課は、以下の情報については、必要性和効果を考慮して、多言語化を行うことを判断するものとします。

- ① 区政への参画・協働に関する情報（みなとタウンフォーラム、区政モニ

ター会議等)

- ② 区有施設に関する情報（区民センター、スポーツセンター、図書館等）
- ③ その他外国人に関係すると考えられる情報（事業概要、各種計画等）
- ④ 区民参加イベント、お祭り等、地域イベント情報
- ⑤ 観光に関する情報（観光スポット、商店街等）

## （５）翻訳する言語

- ① 外国人を対象として行政情報を翻訳する場合は、英語、「やさしい日本語」、中国語、ハングルで行うことを基本とします。必要性と効果を考慮して言語を選択してください。
- ② 英語はアメリカ英語、中国語は簡体字、ハングルは韓国語で翻訳するものとします。但し、中国語は状況に応じて繁体字を追加することも可能とします。
- ③ その他の言語については、その必要性と効果を十分に考慮して、所管課が判断するものとします。

### **\* 中国語の簡体字と繁体字 \***

- ・簡体字…書きにくい漢字が簡略化された中国語です。国連が 1971 年に簡体字を中国語のオフィシャル文字として決めました。中国大陸、マレーシア、シンガポールなどで使用されており、使用人口は 13 億人以上です。
- ・繁体字…旧字体の漢字が多く使われた中国語です。主に台湾、香港、マカオなどで使用されており、使用人口はおよそ 3 千万人です。

## （６）翻訳言語の表記方法

- ① 行政情報を言語別に分けて作成する場合、併記して作成する場合など、翻訳言語の表記方法については、行政情報を提供する媒体や手段によって大きく変わりますので、所管課が判断するものとします。
- ② 外国人にも広く周知を呼びかけるポスターを作成する場合は、「やさしい日本語」や大事な部分を中心に翻訳するなど、日本語と英語の併記で作成することとします。

## （７）言語表記の順序について

言語表記の順序は、区内の利用頻度の高いものから順に「英語、「やさし

い日本語」、中国語、ハングル」と表記するものとします。また、「ハングル」については「韓国語／朝鮮語」と表記することも可能とします。

### **\*ハングルと表記する理由\***

韓国語は大韓民国（韓国）で使用されている言語を指します。一方、朝鮮語という表記は日本では朝鮮半島で話されている言語としての認識ですが、韓国国内では使用しません。また、活用も韓国語と朝鮮語は若干違いがあります。日本でも朝鮮半島で国と認めているのは大韓民国のため、公には韓国語との表記が多いです。両方網羅するため韓国語/朝鮮語と併記する場合、表記が長くなってしまうため、港区ではハングルと表記することとします。なお、ハングルとは文字そのものを指します（日本語の「ひらがな」と同じ）。

### **(8) 英語、中国語、ハングルの多言語表記**

各言語の英語、中国語、ハングルの表記は下記のとおりとします。

日本語	英語	中国語	ハングル
英語	English	英語	영어
中国語	Chinese	中文	중국어
ハングル	Korean	韓国語	한국어又は한글

### **(9) 翻訳する時期**

- ① 特に緊急性や優先度の高い行政情報は、日本語での行政情報に合わせて、同時に翻訳するものとします。
- ② 権利・義務や保健・福祉・教育等に関わる行政情報は、できるだけ速やかに翻訳するものとします。
- ③ その他の行政情報は、所管課の判断により、順次翻訳するものとします

### **(10) 日本語の表現、ルビのあり方**

所管課は、外国人に関係する行政情報については、「やさしい日本語」で提供することとします。また、日本語と英語のみで作成する場合は、漢字にはルビを振るものとします。

## (11) 正確で統一のとれた翻訳を確保するための方策

### ①港区翻訳データベース

「港区翻訳データベース」とは、翻訳する際、使用する単語や言語の統一を図るため、英語、中国語、ハングルの3言語について区として使用すべき単語や表記方法について整理した辞書のようなものです。区の組織名や役職名、施設名などの表記についても掲載しており、区のホームページで公開しています。

「港区翻訳データベース」は、東京都が平成27年2月に改定した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」との整合性にも配慮して作成しています。翻訳する際は、必ず「港区翻訳データベース」を参照するものとします。

### **\*通 訳\***

多言語化の手段の一つに「通訳」があります。行政サービスを利用するため区役所を訪れた外国人が日本語を理解できない場合、通訳を介して意思疎通を図らなければならないため、重要な役割を果たします。本庁舎の総合案内、国際化推進係の外国人相談員や、行政サービスの案内をするみなとコール、各地区総合支所区民課のフロアマネージャー及び芝・麻布地区総合支所区民課の通訳が英語による通訳対応を行っています（芝・麻布地区総合支所区民課の通訳は中国語対応が可能）。

また、区では、災害時に通訳・翻訳活動を行う「港区国際防災ボランティア」を募集・育成（令和7年度末時点で98人）しています。「港区国際防災ボランティア」は、平常時には区民まつりや防災訓練などで通訳として活動しています。

お祭りなど外国人が参加可能な地域イベントを実施する際には、英語が入ったポスターやちらしを作成するとともに、こういった通訳を用意することもぜひ検討してみてください。

## (12) 各課での翻訳及び緊急翻訳

### ①翻訳発注の際の注意事項

所管課は翻訳を外部事業者が発注する際には、以下に留意するものとします。

ア) 翻訳技術が高く、実績のある事業者を選定すること。

イ) 仕様書又は事業者への指示には、原則として以下の文言を入れることとします。

- ・自動翻訳ソフト等を用いた機械翻訳は行わないこと
- ・港区翻訳データベースを参照すること

- ・ネイティブチェックを入れること

## ②緊急翻訳

次の要件を満たす場合は内容を精査したうえで、国際化・文化芸術担当にて緊急翻訳(英語、中国語、ハングル)を実施します。

- ア) 年度途中で突発的な事情で早急に翻訳が必要な文書であること。
- イ) 定期的な刊行物等(各種計画や基礎調査を含む)でないこと。
- ウ) 短期間で翻訳できる文書量(日本語の原稿でA4片面3枚程度)であること。

## (13) 庁内での情報共有体制の構築

- ①国際化推進係は、行政情報の多言語化に関する資料等を管理するとともに、必要な情報を所管課に提供するものとします。
- ②所管課は、多言語による行政情報を作成または提供した場合は、必要に応じて国際化推進係に報告するとともに、見本提供が可能な場合は別途指定する部数を提出するものとします。
- ③翻訳データベースは、年に2回、更新しています。所管課で作成した多言語による行政情報で翻訳データベースに掲載して共有すべき単語等がある場合は、随時申し出を受けることとします。

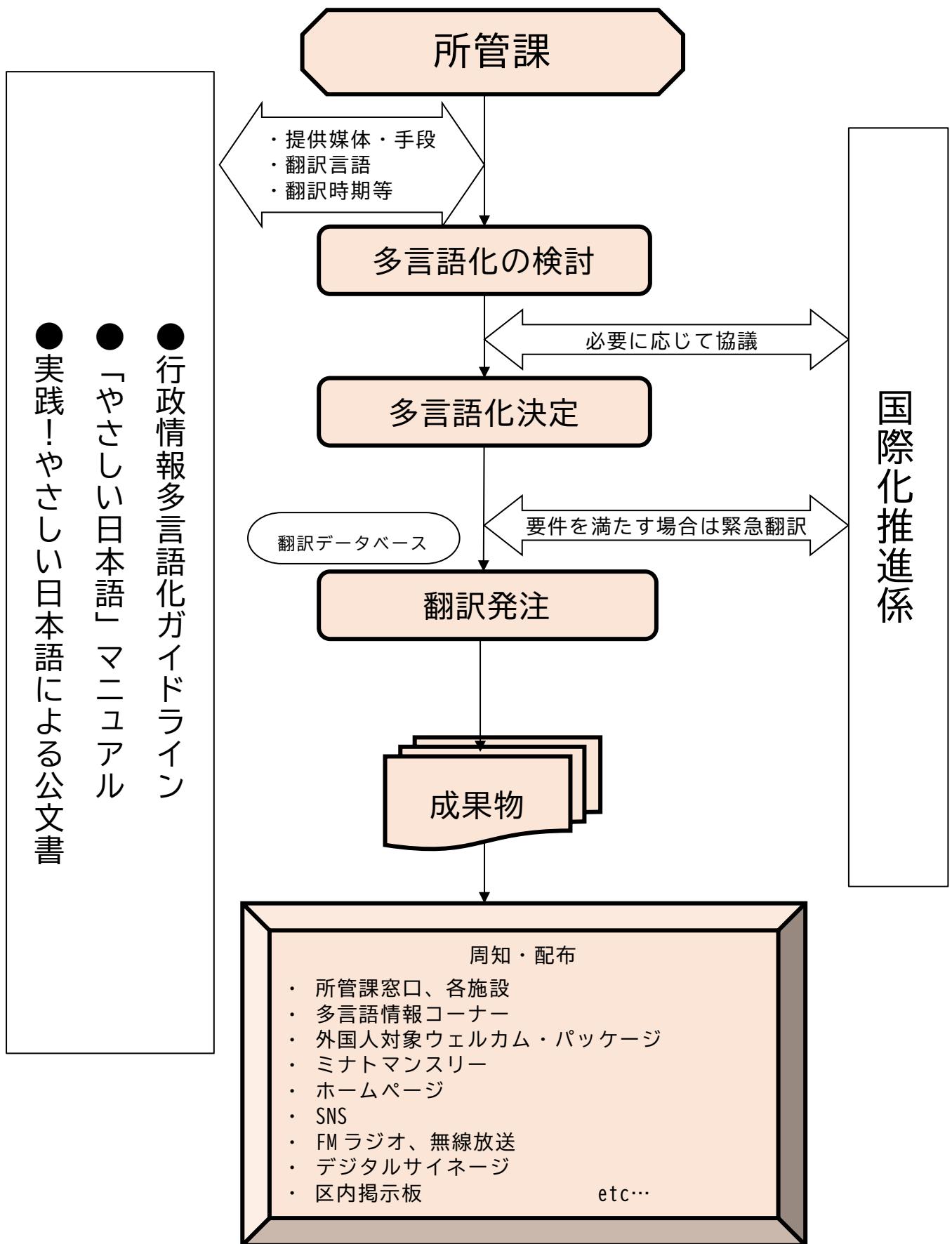
## (14) ガイドラインの見直し

ガイドラインは、必要に応じて見直すものとします。

### \*「外国人」と「外人」\*

外国籍の人々を呼ぶ総称として「外人」という日本語がありますが、表現としてやや侮蔑的なニュアンスを含んで使われることがあります。行政用語としては「外国人」という表現を使うようにしましょう。外国人の存在は、港区にとって一つの財産として敬意をもって対応したいものです。

## 6 多言語化業務フローチャート



## 行政情報多言語化の基準（一覧）

(1)多言語化の対象とする行政情報	P8	①行政情報とは	ア) ホームページ、広報紙・地域情報紙（誌）、計画書、報告書、冊子、パンフレット、ちらし、シール等
			イ) 紙媒体及び電子申請上の申込書や申請書類等
			ウ) 住居表示、道路名、標識、案内板、ポスター等・看板等
			エ) 通知書、案内書等
		②情報提供をするための媒体及び手段	ア) 冊子、パンフレット、書籍等
			イ) ウェブサイト、SNS等
			ウ) CD-ROM、DVD等
			エ) テレビ、ラジオ、無線放送、デジタルサイネージ等
	オ) 区内掲示板への掲示		
	カ) 多言語情報コーナーへの配置		
	キ) 窓口、ロビーへの配置		
	ク) 外国人対象ウェルカム・パッケージへの封入		
	(2)優先的に多言語化に取り組む行政情報 (①～⑦は優先順位の高い順)	P9	①生命や身体、財産等に関わる緊急事態に関する情報（災害、事故、防災・防犯、救急医療、感染症、宗教食、アレルギー表示等）
			②外国人対象の案内や相談全般に関する情報（外国人相談、みなとコール、総合案内等）
③区の広報に関する情報（広報紙、ホームページ等）			
④区有施設等における案内表示等の情報（施設名・課名等表示、各案内板等）			
⑤外国人の権利・義務に関する情報（住民登録、税金、健康保険、介護保険、国民年金等）			
⑥保健・福祉、教育に関する情報（健診（検診）、保健予防、手当・給付、保育園、就園・就学、学校通知関連等）			

		⑦日常生活に関する情報（ごみ、リサイクル、みなとタバコルール、交通等）												
(3)行政手続に関わる文書の多言語化についての注意点	P9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の権利・義務が確定し、係争時に重要な証拠書類となる文書（申請、請求、決定、証明書等）は、多言語化不可。</li> <li>・申請書・請求書等の文書は日本語表記が優先。</li> <li>・いずれも参考翻訳を添付するにとどめること。</li> </ul>												
(4)その他の行政情報（必要性を考慮して多言語化）	P10	①区政への参画・協働に関する情報（みなとタウンフォーラム、区政モニター会議等）												
		②区有施設に関する情報（区民センター、スポーツセンター、図書館等）												
		③その他外国人に関係すると考えられる情報（事業概要、各種計画等）												
		④区民参加イベント、お祭り等、地域イベント情報												
		⑤観光に関する情報（観光スポット、商店街等）												
(5)翻訳する言語	P10	① 英語、「やさしい日本語」、中国語、ハングル（必要性と効果を考慮して言語を選択）												
		②英語：アメリカ英語、中国語：簡体字（状況に応じて繁体字を追加）、ハングル：韓国語												
		③他の言語の必要性（所管課が判断）												
(6)翻訳言語の表記方法	P10	①言語別に分けて作成、併記して作成（所管課が判断）												
		②ポスター作成：「やさしい日本語」の使用、日本語と英語の併記												
(7)言語表記の順序	P11	・英語、「やさしい日本語」、中国語、ハングル（韓国語／朝鮮語の表記も可）の順												
(8)英語、中国語、ハングルの各言語表記	P11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各言語の表記</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">英 語</td> <td style="width: 25%;">English</td> <td style="width: 25%;">英 语</td> <td style="width: 25%;">영어</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>Chinese</td> <td>中 文</td> <td>중국어</td> </tr> <tr> <td>ハングル</td> <td>Korean</td> <td>韩 语</td> <td>한국어又は한글</td> </tr> </table>	英 語	English	英 语	영어	中国語	Chinese	中 文	중국어	ハングル	Korean	韩 语	한국어又は한글
英 語	English	英 语	영어											
中国語	Chinese	中 文	중국어											
ハングル	Korean	韩 语	한국어又は한글											
(9)翻訳する時期	P11	①緊急性、優先度の高い情報は、日本語での行政情報提供と同時に翻訳												

		②権利・義務、保健・福祉、教育等に関わる行政情報は、できるだけ速やかに翻訳	
		③その他の行政情報は、所管課の判断による	
(10)日本語の表現、ルビのあり方	P12	「やさしい日本語」、漢字にルビを振る	
(11)正確で統一のとれた翻訳を確保するための方策	P12	① 港区翻訳データベース	
		②翻訳発注の際の注意事項	ア) 翻訳技術力、実績のある事業者の選定
			イ) 仕様書又は事業者への指示 ・自動翻訳ソフト等を用いた機械翻訳の禁止 ・港区翻訳データベースの参照 ・ネイティブチェック
(12)庁内での情報共有体制の構築	P13	①国際化推進係による行政情報多言語化に関する資料管理と所管課への情報提供	
		②国際化推進係への所管課からの多言語情報作成の報告・見本提供	
		③多言語対応調査の実施及び調査結果の共有	
		④翻訳データベースの更新及び掲載単語の随時受付	
(13)ガイドラインの見直し	P14	ガイドラインの必要に応じた見直し	

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日